

## 平成 28 年度地域まちづくり人材育成事業 提案説明書

### 1 事業名

平成 28 年度地域まちづくり人材育成事業

### 2 本説明書の趣旨

本説明書は、札幌市が実施する「平成28年度地域まちづくり人材育成事業」の業務委託の契約候補者を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定めるものです。

### 3 業務の目的

札幌市市民まちづくり活動促進条例（以下「条例」という。）第7条第1項に基づき、「市民まちづくり活動」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の第2期基本目標に掲げる「向上」を実現するため、団体の課題解決能力の向上を図る人材を育成することを目的とする業務です。

### 4 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者の選定後、協議の中で変更する可能性があります。

### 5 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

### 6 参加資格

次のいずれも満たす者であること。

- (1) 法人格を有する企業、団体等であること。
- (2) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (3) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「名簿」という。）に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者については、別途指定する書類を提出すること。これを基に市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本業務について十分な遂行能力を有していること。

### 7 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 法人概要書（様式2）

(3) 企画提案書 (A 4判 本文15ページ以内 表紙1ページ以内)

以下の項目を網羅する内容としてください。

ア 仕様書「3 業務の内容」の実施に係る企画

別添「企画競争の評価方法」を踏まえて作成してください。

※実際に実施する内容は、提案いただいた内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定します。

イ 講師等のプロフィール及び貴社との関係 (従業員・外部講師等)

※外部講師については、貴社との関係性を記載してください。

(確実に招聘できる関係性を有している講師のみ記載可能です。提案された講師が招聘できない場合には、契約を解除することがあります。また、貴社が提案する講師以外に、必要に応じて、札幌市が別途講師を指定する場合があります)

ウ 貴社及び講師等の「まちづくり活動の人材育成」に関する取組の実績

エ 業務運営体制

(4) 想定経費内訳書 (A 4判 2ページ以内)

ア 予算額は5,336千円 (消費税及び地方消費税込) を上限とします。

イ 契約金額は別途、選定された契約候補者から見積書を提出していただき決定します。

#### 【名簿に登録されていない場合】

(5) 法人登記履歴事項全部証明書 (平成28年4月4日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可)

(6) 申出書 (参考様式)

(7) 納税証明書 (平成28年4月4日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可)

(8) 貸借対照表等の財務諸表

## 8 提出方法等

(1) 提出方法及び提出先

提出書類一式 (正本1部、副本8部) を持参または郵送により下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階南側

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

(2) 提出期限

平成28年7月4日 (月) 17時00分必着とします。

## 9 参加資格の審査等

(1) 参加資格の審査

提出書類を審査した結果、上記6の参加資格を満たさないことが判明した場合には、その内容を平成28年7月8日 (金) までに書面により通知します。

(2) 参加資格についての苦情の申立て

参加資格を満たさない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算

して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができます。

## 10 契約候補者の選定方法

### (1) 選定方法

選定は、札幌市が設置する企画競争実施委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価し、契約候補者を決定します。委員は、学識経験者の民間委員1名と札幌市市民文化局職員5名、関連事業を所管する他部局の職員1名の計7名を予定しています。

### (2) プレゼンテーション

#### ア 日時・会場

**平成28年7月12日（火） 札幌市役所本庁舎8階1号会議室**

※開始時刻については、決定次第、参加者に別途連絡します。

**※指定した日時にプレゼンテーションに参加いただけない場合は、事情の如何にかかわらず失格とさせていただきます。**

#### イ 内容

参加者は、10分以内でプレゼンテーションを実施していただきます。

当日の説明員は、各参加者2名以内としてください。追加資料の配布やプロジェクター等の使用はできません。その後、委員からの質問にお答えください。

ウ 審査結果は、速やかに参加者全員に文書で通知する予定です。

### (3) 評価の方法

別添「企画競争の評価方法」をご覧ください

### (4) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができます。

## 11 企画競争参加に際しての注意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 実施要領に違反すると認められる場合

エ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 企画提案は1参加者あたり1件とします。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。

(4) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とします。

(6) 企画提案書の提出後の辞退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、平成28年7月6日（水）17時までに、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出してください。

(7) 著作権等

ア 企画提案書の著作権は、各企画提案者に帰属します。

イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとします。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとします。

ウ 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

オ 提出された企画提案書その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。

## 12 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

当該企画提案書の公開日から平成28年6月24日（金）17時15分までとします。

質問書（様式3）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにより担当課まで送付してください。

(2) 回答

質問に対する回答は、随時下記ウェブサイトで公表します（質問を行った法人名等は公表しません）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/2016jinzai.html>

## 13 委託契約締結にあたっての留意事項

(1) 業務委託契約については、審査の結果、総合点の最も高い企画提案者を契約候補者とし、所定の手続きを経て札幌市と随意契約します（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「競争入札に適しない契約」に該当）。なお、選定した契約候補者と札幌市との間で行う協議が整わない場合、次に点数の高い企画提案者と交渉する場合があります。

(2) 契約の際には企画競争実施委員の意見を参考に具体的な委託内容について調整する場合があります。

(3) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停

止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合があります。

(4) 契約の締結に際し、契約者は、札幌市契約規則第24条により、その履行を保証するために契約保証金を納めてください。ただし、札幌市契約規則第25条により納付を免除することがあります。

(5) 事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、受託者において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを札幌市に提出してください。

(6) 本業務の実施に当たり、市民等の参加者から費用を徴収しないでください。

#### 14 業務の継続が困難となった場合の措置

札幌市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、札幌市は契約の解除ができることとします。この場合、札幌市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、札幌市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は、業務継続の可否について、札幌市と協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

#### 15 提案説明書の配布場所・連絡先・問い合わせ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課 担当：藤崎・及川

電話011-211-2964 FAX011-218-5156

メールアドレス：shimin-support@city.sapporo.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名に「平成28年地域まちづくり人材育成事業について」と記載してください。)

# 企画競争の評価方法

## 1 選定の概要

企画提案参加者（以下「事業者」という。）の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、以下のポイントごとに評価し、得点数が最も高い者を契約候補者とします。

なお、実際に委託する業務の内容については、提案された企画の内容を基本としつつ、契約候補者と札幌市との協議により決定いたします。

## 2 企画競争実施委員会

選定は、札幌市が設置する企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）の審査・評価に基づき契約候補者を決定します。審査に際しては、各参加者にプレゼンテーションを行っていただきます。なお、委員は、学識経験者1名と札幌市市民文化局職員5名、関連事業を所管する他部局の職員1名の計7名を予定しています。

## 3 評価項目、評価基準、採点方法等

### (1) 評価項目、評価基準及び配点

別表「評価方法」のとおり。

### (2) 採点方法

各評価項目について、委員が5段階（10点満点の項目は10～2点、15点満点の項目は15～3点）で評価し、その合計得点が最も高かった事業者に決定します。

### (3) 同点の取扱いについて

合計得点が同点となった場合、別表の「1(2) 実践性」、「2(1) 実践力」の項目についての合計得点が高かった事業者に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定します。なお、合計得点が最も高い事業者の得点が6割に満たない場合は、委員会の協議により全件不採択とする場合があります。

### (4) 参加者が1者になった場合の取扱いについて

参加者が1者の取扱いとして、合計得点が最低基準点420点（満点の6割）を超えた場合は、契約候補者とします。

評価項目、評価基準及び配点 【別表】

評価項目		評価基準	配点 (委員1名)	配点合計 (委員7名)
<b>1 事業企画に対する評価</b>				
(1)	汎用性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域課題を解決する手法等について、幅広い応用範囲や可能性が組み込まれているか</li> <li>●事例紹介に留まらず、地域の課題に応用可能な方法になるよう工夫されているか</li> </ul>	10	70
(2)	実践性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●汎用的な方法などを知識として伝えるにとどまらず、これを活用して参加者が具体的な地域課題の解決に向けた行動を起こすことができるよう実践的な方法になっているか</li> <li>●ワークショップや実践体験が効果的に行うことができるよう、参加者の募集方法やチーム構成について配慮、工夫されているか</li> <li>●参加者が自らの興味と地域の課題に接点を見出し、自らの気づきから生まれたアイデアを元に、積極的に具体的な行動に取り組んでいくことができる仕組みや工夫を組み込まれているか</li> <li>●計画した業務を円滑に、かつ適切に遂行できるような具体的なスケジュールを提示されているか</li> </ul>	15	105
(3)	自立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業終了後も、事業参加者が自ら習得した知識や習得を活用しつつ、事業活動を計画・実施できるよう、人材の育成に配慮した内容になっているか</li> <li>●クラウドファンディング等、自立的に活動を継続するための手法やノウハウが習得できるよう工夫されているか</li> </ul>	10	70
(4)	波及性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の関係者や支援者等の理解と参画を促す仕組みや工夫を組み込まれているか</li> <li>●スタートアップセミナー、ワークショップ（実践体験を含む）への参加者を広く募るとともに、事業のプロセスや課題解決の考え方や手法が、わかりやすく伝わるように工夫されているか</li> </ul>	10	70
(5)	経済性	予算内で効率的に実施できる内容となっているか	10	70
<b>2 参加者及び講師に対する評価</b>				
(1)	実践力	地域社会の課題を解決するプロジェクトを実施した実績はあるか	15	105
(2)	応用力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定の分野や地域に限定されない、広く応用可能な人材育成の方法論を確立しているか</li> <li>●特定の分野や地域に限らず、広い分野、範囲の課題に対して取り組んだ実績があるか</li> </ul>	10	70
(3)	育成力	参加者を、チーム内の役割に応じて成長させることができるプログラムとなっているか	10	70
(4)	人材力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実施に際して、人材育成の実践経験が十分な講師や協力者の動員が可能か</li> <li>●情報提供やアドバイスを行うに際し、人材育成の実践者を紹介できるような広範なネットワークを持っているか</li> </ul>	10	70
<b>合計</b>			<b>100</b>	<b>700</b>